<u>長野市以外の地域に居住する利用者</u>に関する 正当な理由 2(5)ア及び2(6)における基本的な事務処理等の流れ

2(5)ア関係

Y

·居宅介護支援事業所が、利用者から理由書の提出を受ける

2

·居宅介護支援事業所から市町村又は包括支援センターに、地域ケア会議等からの 意見・助言を依頼

3

・市町村又は包括支援センターによる地域ケア会議等の実施

4

·市町村又は包括支援センターが様式3に証明し、居宅介護支援事業所に交付

±

・居宅介護支援事業所から市に下記書類を提出する

V

- ·体制届
- ·体制等状況一覧表
- ·様式 1
- ·様式 2
- ·様式3
- ・利用者から提出を受けた理由書(任意様式)

2(6)関係

1

·居宅介護支援事業所から市町村又は包括支援センターに地域ケア会議等で検討するよう依頼

9

·市町村又は包括支援センターによる地域ケア会議等の実施

9

·市町村又は包括支援センターが様式4に証明し、居宅介護支援事業所に交付

3

·居宅介護支援事業所から市に下記書類を提出する

Y

- ·体制届
- ·体制等状況一覧表
- ·様式 1
- ·様式2
- ·様式 4
- ※上記の運用は基本的な運用例となりますので、該当する市町村に依頼方法等は確認してください。